

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会運営規則（案）

令和 3 年 5 月 1 9 日  
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会決定

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 29 年 3 月 14 日科学技術・学術審議会改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成 23 年 2 月 15 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会改正、平成 31 年 4 月 17 日一部改正）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（作業部会）

第 2 条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、委員会の主査が指名する。
- 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

る。

(議事)

第3条 委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会等の主査が必要と認めるときは、当該委員会等に属する委員等は、委員会の主査が定める指針に従い、情報通信機器等を利用して会議に出席することができる。

3 前項の規定により情報通信機器等を利用した出席は、第一項に規定する出席に含めるものとする。

(書面による審議)

第4条 委員会等の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会等の議決とすることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 委員会等の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録)

第6条 委員会の主査又は作業部会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 委員会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査又は作業部会の主査が委員会等所属の委員等に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。

令和 3 年 5 月 1 9 日  
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
原子力科学技術委員会主査決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則

第 3 条第 2 項に基づき主査が定める指針

(案)

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則（令和 3 年 5 月 1 9 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会決定。以下「運営規則」という。）第 3 条第 2 項に基づき主査が定める指針を次のように定める。

- 一 情報通信技術等を利用して会議に出席するときは、遠隔会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用しなければならない。
- 二 遠隔会議システムの利用において、映像及び音声がいずれも送受信できなくなった場合にあつては、当該遠隔会議システムを利用する委員等は、音声が送受信できなくなっていた間、退席したものとみなす。
- 三 遠隔会議システムによる出席は、可能な限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。なお、運営規則第 5 条に定めるところにより会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。